

埼玉県思いやり駐車場制度 運用マニュアル (協力施設向け)

令和 7 年 4 月改訂

埼玉県 福祉部 福祉政策課

目次

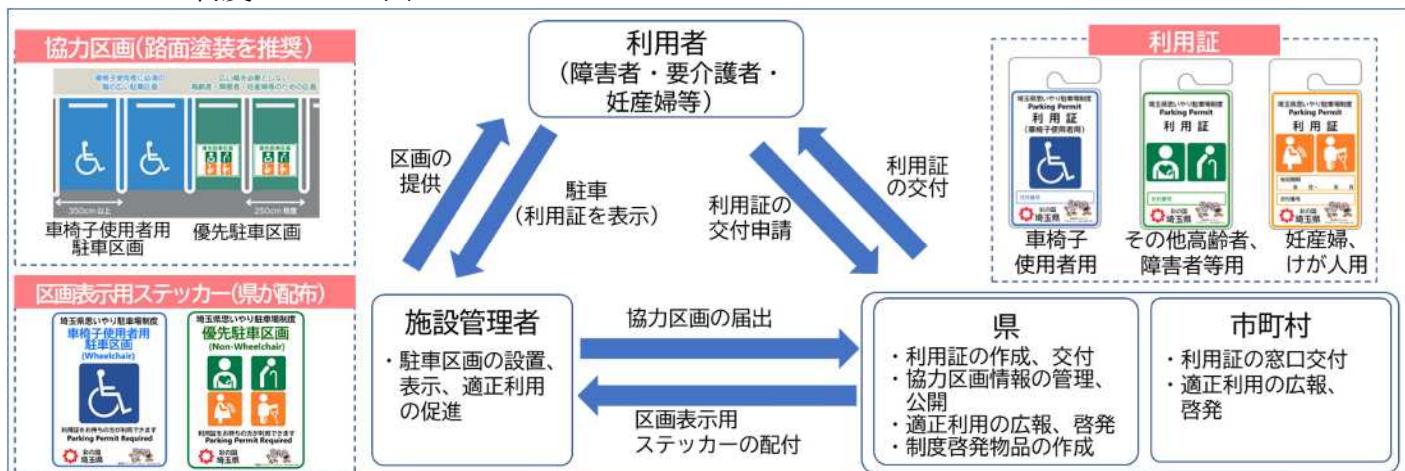
○ 制度概要	1
○ 協力届出の流れ	3
○ 協力区画の設置について	4
○ 協力区画の表示方法について	6
○ 協力区画の管理について	8
○ 協力施設届出書	9
○ 注意喚起チラシ	11
○ Q & A	12

制度概要

1 目的・効果

- 車椅子使用者用駐車施設（車椅子マークのある駐車区画）は、バリアフリー法施行令や埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則に基づき、一定の施設に設置が義務づけられている駐車区画です。当該駐車区画について、必要性の低い方が駐車するなどの不適正な利用があり、本当に必要とする方が駐車できない課題があります。
- 埼玉県思いやり駐車場制度は、障害のある方や要介護高齢者、妊娠婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、駐車区画の適正利用を推進する制度です。令和5年11月から開始しました。

制度イメージ図



<制度概要 県ホームページ>

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html

- 全国的には「パーキング・パーミット制度」と呼ばれており、令和7年4月現在、埼玉県を含め44府県が同様の制度を導入しています。同制度は、不適正な利用を抑制するだけでなく、内部障害者など外見から障害があることがわかりづらい方が区画を利用しやすい環境づくりにも効果があります。

2 施設管理者にとってのメリット

(1) トラブルやクレームの減少、回避

共通の利用証を掲示することで、利用対象者であることが明確となり、利用者間でのトラブルや施設管理者へのクレームの減少、回避が期待されます。

(2) 施設利用者の満足度向上

車椅子使用者など区画を必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなるとともに、周りの視線が気になって区画の利用を控えていた内部障害者、妊産婦などが気兼ねなく駐車できる環境が整備されることで、施設の利用満足度の向上に繋がります。

(3) 共生社会の構築、SDGs の推進

障害者、高齢者、妊産婦などの制度対象者や、それ以外の一般の方も含め、施設を利用する方々の相互理解が深まり、誰もが安心して暮らすことできる共生社会の構築、SDGs の推進に貢献します。

(4) 施設のイメージアップ、社会貢献

協力施設として県のホームページに公開されるとともに、協力区画が地図情報として埼玉県 GIS（＊）上に公開されることで、施設のイメージアップ、社会貢献に繋がります。

* 埼玉県 GIS とは、ハザードマップやバリアフリーマップなど県が保有する様々なマップ（地理情報）を、埼玉県 GIS ポータルサイトから手軽に閲覧・活用できるサービスです。

埼玉県 GIS ポータルサイト <https://portal-pref-saitama.hub.arcgis.com/>



埼玉県マスコット
「さいたまっち」「コバトン」

協力届出の流れ

埼玉県思いやり駐車場制度の対象区画（協力区画）として、区画の設置、表示、管理にご協力いただける場合は、以下の流れに沿って届出等をお願いします。

1 協力区画の確保

埼玉県思いやり駐車場制度としてご登録いただける協力区画の位置、区画数を決定してください。（区画の設置方法等については、4ページ以降をご覧ください。）

2 協力施設届出書の作成、提出

協力施設届出書の提出方法には、電子申請、メール・郵送申請があります。

電子申請の場合は、専用WEBサイトからご登録ください。

メール・郵送申請の場合は、「協力施設届出書（9ページ参照）」を作成し、埼玉県福祉政策課にご提出ください。

（電子申請）URL

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=53024

（メール・郵送提出先）〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当

mail : a3380-08@pref.saitama.lg.jp

3 区画表示用資材、啓発用ポスター、チラシの送付

届出の受理後、県から区画表示用の資材（ステッカー）及び啓発用ポスター、チラシを送付します。

4 協力区画の案内表示

送付された区画表示用資材を利用し、協力区画であることを表示してください。また、啓発用ポスターの掲示、チラシの設置配布等、制度の周知・啓発にご協力ください。

5 埼玉県ホームページへの掲載

登録していただいた協力区画については、施設名、区画数等の情報を埼玉県ホームページおよび埼玉県GISに掲載します。

協力区画の設置について

1 協力区画の種類

種類	車椅子使用者用駐車区画	優先駐車区画
区画幅	幅員 350cm 以上	幅員 350cm 未満
区画の設置方法	既存の車椅子使用者用駐車施設を協力区画に登録していただくものです。(新たな設置は必要ありませんが、増設が可能であればご検討をお願いいたします。)	
区画の表示 (ステッカー) ※サイズ A2・A3		
利用証の種類		
対象者	車椅子使用者	その他の障害者、高齢者、妊産婦など
川口市、久喜市の既存の利用証		※川口市及び久喜市の利用証は引き続き利用できます。 (川口市及び久喜市の利用証のデザインは同じです)

2 区画の設置数

(1) 車椅子使用者用駐車区画（幅員 350cm 以上）

車椅子使用者用駐車区画（法令上の名称は「車椅子使用者用駐車施設」）は、バリアフリー法施行令や埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則に基づいて、一定の施設に設置が義務づけられている駐車区画です。

駐車場の全駐車台数に応じた必要な設置数は次のとおりです。

全駐車台数	車椅子使用者用駐車施設
1～50台	1台以上
51～100台	2台以上
101～150台	3台以上
151～200台	4台以上
201台～	総台数×1%+2台以上

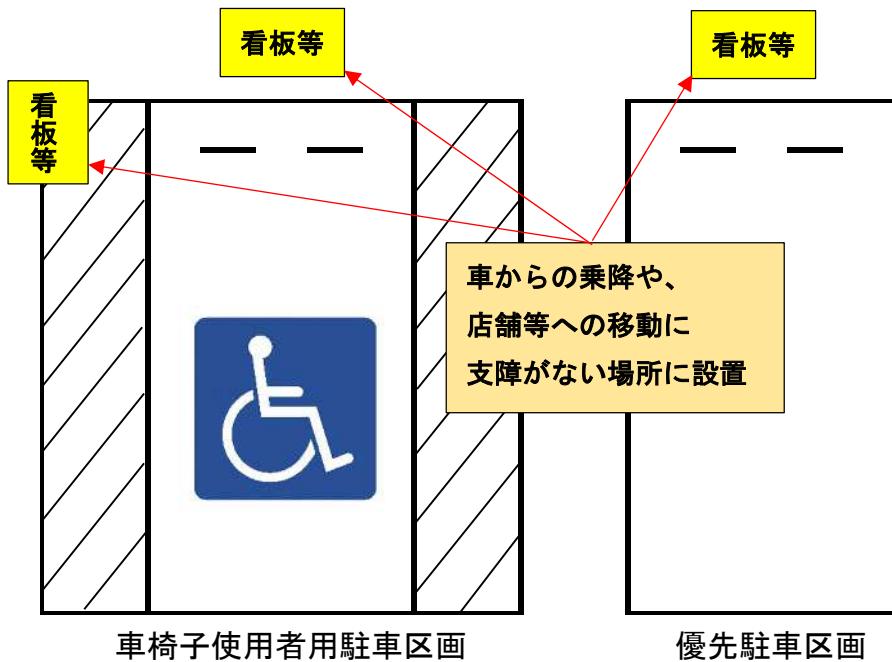
(2) 優先駐車区画（幅員 350cm 未満）

- 既存の一般駐車区画のうち、建物の出入口付近にある区画を優先駐車区画として、登録をお願いします。駐車幅を変更する必要はありません。
- 設置数について規定はありませんが、車椅子使用者用駐車区画と同程度を目安に、可能な範囲で設置をお願いします。
- 優先駐車区画の設置が困難な場合には、車椅子使用者用駐車区画のみでも本制度への登録は可能です。

※ 車椅子使用者が車から乗降するには、ドアを全開にしなければならず、幅の広い「車椅子使用者用駐車区画」を利用する必要があります。車椅子使用者が区画をより利用しやすくするために、「優先駐車区画」の設置が必要となります。ご理解とご協力をお願いします。

協力区画の表示方法について

1 立て看板（移動式・固定式）、壁面看板等による表示



- 案内表示を貼付した看板等を設置して、協力区画であることを表示していただきます。
- 案内表示（ステッカー）は県で作成し、ご登録いただいた施設にご希望の枚数を送付します。
- 移動式看板等を設置する場合、区画を利用する障害者等は、自ら動かすことが困難な場合があります。警備員などが常駐している場合を除き、車からの乗降や店舗等への移動に支障がない場所に設置するようお願いします。

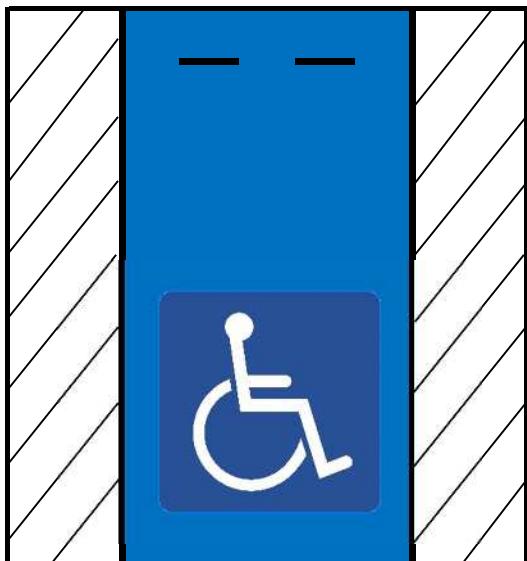
※ ステッカーデザイン



車椅子使用者用駐車区画

優先駐車区画

2 路面シート、床面塗装による表示



車椅子使用者用駐車区画



優先駐車区画

- 協力区画であることを記載した路面シートを貼付する方法があります。
- 路面シートは視認性が高く、看板等と併せて設置することで表示効果が高まります。
- 路面シートの貼付には、溶融式又は貼付式があります。溶融式は、プライマー塗装のうえ、ガスバーナー等で焼き付ける必要がありますので、一定の機材を用意するか、専門業者に施工を依頼する必要があります。耐久性、耐摩耗性が高い特長があります。貼付式は、シールの貼付タイプとなります。路面シートは、県からの提供はありませんが、施設管理者で整備する際には、画像データを提供することができます。
- 路面シートの他に、床面全体を塗装する方法（車椅子使用者用駐車区画：青色、優先駐車区画：緑色）も推奨しています。

※ 路面シートデザイン

サイズの目安：横 100cm×縦 75cm



協力区画の管理について

1 制度の周知、注意喚起

- 利用証を掲示していない車両が協力区画に駐車している場合には、注意喚起チラシ（11 ページ参照）を配付するなど、本制度の周知につきましてご協力をお願いします。
- 本制度は、車椅子使用者用駐車施設の適正利用を図ることを目的としたもので、利用証を掲示せずに区画を利用した方を罰することは目的としていません。
- 利用証を持たない方の中にも、区画の利用が必要な方がいることもあります。その様な場合には、区画の利用を禁じるなどの画一的な取扱いはせずに、本制度の周知にご協力をいただきますようお願いします。

2 同様の制度との関係

- 令和7年4月現在、埼玉県を含め44府県において、本制度と同様の制度が導入されています。
- 制度導入済み自治体とは、相互利用協定を締結することにより、各自治体が発行した利用証でも、県内の協力区画の利用が可能となります。協定を締結している県外の自治体名及び当該自治体が発行する利用証のデザイン等については、本制度に関する県ホームページをご覧ください。
- 県内で既に制度を導入していた川口市及び久喜市の制度は、本制度に統合することとなります。ただし、両市が発行していた利用証については引き続き利用できることとします。

川口市利用証



久喜市利用証



様式第5号(第12条関係)

埼玉県思いやり駐車場制度 協力施設届出書

埼玉県知事 あて

法人名	
-----	--

※個人の場合は、個人名を記載してください。 ※押印は不要です。

No.	施設名・店舗名 (支店名・駐車場名など)	施設所在地 (ステッカー類の送付先)	協力区画数				
			車椅子使用者用 駐車区画 (横幅350cm以上)	優先駐車区画 (横幅350cm未満)	ステッカ一希望数		
					A3サイズ	A2サイズ	車椅子使用者用 駐車区画用
1		〒					
2		〒					
3		〒					
4		〒					
5		〒					
6		〒					
7		〒					
8		〒					

施設の用途	(他の場合に記載)		
-------	-----------	--	--

※施設の用途を選択してください。「その他」を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

担当部署名		担当部署住所	〒
担当者氏名		E-mail	
担当部署電話番号		ホームページURL	

※裏面の記載要領を参考にしてください。

(裏面)

【記載要領】

- 1 本届出書は、以下の事項にご協力いただける場合に埼玉県福祉政策課にご提出ください。
 - ① 協力区画の設置登録、県から配付される案内表示(ステッカー)等による該当区画への掲示
 - ② 制度の周知、協力区画の適切な管理(啓発ポスターの掲示や店内放送等による利用証を掲示していない車両への適正利用の呼びかけなど)
- 2 「施設名・店舗名」欄は、官公署、店舗名など施設の名称を記載してください。県のホームページでは、ここに記載された名称で紹介させていただきます。なお、第1駐車場、第2駐車場のように同一施設で複数箇所に駐車施設がある場合は、それぞれ別の行に記載してください。行が不足する場合は、「別紙」をご活用ください。
- 3 「協力区画数」欄は、埼玉県思いやり駐車場制度の協力区画として登録いただける台数を記載してください。あわせて県ホームページに掲載可能な区画の写真を提出してください。
- 4 「案内表示希望枚数」の欄は、希望する枚数を記載してください。なお、希望枚数が多数となる場合は、御希望に添えないことがあります。
- 5 今回御登録いただく内容に変更が生じた場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

【提出先・問合せ先】

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県 福祉部 福祉政策課
電話:048-830-3223 mail:a3380-08@pref.saitama.lg.jp

注意喚起チラシ

この駐車区画を利用する方へ

この駐車区画は、歩行が困難な方々のための駐車スペースです。

この駐車スペースを利用する方は、「思いやり駐車場制度利用証」を掲示してください。

お持ちでない方は、下記にご相談ください。

埼玉県思いやり駐車場制度

検索



埼玉県マスコット
「さいたまっち」「コバトン」



詳細はこちら▼



問い合わせ先
埼玉県福祉政策課
電話 048-830-3223

Q&A

1 制度内容について

Q 1 埼玉県思いやり駐車場制度の目的

- A ① 「車椅子使用者用駐車施設」は、バリアフリー法施行令や埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則に基づき、一定の施設に設置が義務づけられている駐車区画です。必要性の低い方が駐車するなどの不適正な利用があり、本当に必要とする方が駐車できないといった課題があります。
- ② また、外見から障害があることがわかりづらい内部障害者などは、気兼ねしてしまい、区画を利用しにくいといった課題も挙げられています。
- ③ 本制度は、これらの課題を解消するために導入するもので、その大きなメリットは以下の2点となります。
- ・ 利用対象者を明確にすることで不適正な利用を抑制すること
 - ・ 外見から障害があることがわかりづらい方が利用しやすくなること

Q 2 制度の対象者はどのような考え方で決めたか。

- A ① 車椅子使用者用駐車施設の設置数は十分ではなく、全ての障害者、高齢者等が支障なく駐車できる数を確保することは難しい状況にあります。
- ② 実際に、同様の制度を既に導入している他府県においても、駐車区画が十分でなく、制度対象者が駐車できないといった課題が挙げられています。
- ③ 県では、その様な状況も踏まえ、障害当事者や有識者などで構成する「埼玉県福祉のまちづくり推進協議会」での議論を踏まえ、他府県の状況なども参考に制度対象者を決定しました。

Q 3 これまで利用していた障害者や高齢者の一部は、今後利用できなくなることもあるのか。

- A ① 例えば、歩行に問題のない高齢者などについては、そのような方が出てくることが予想されます。
- ② 車椅子使用者用駐車施設の設置根拠となるバリアフリー法施行令では、同駐車区画は、車椅子使用者以外にも「身体機能上の制限がある障害者、高齢者等」も利用できることとしています。ただ、それに該当するかは利用者の主観的な判断となるため、必要性の低い方々も利用してしまい、本当に必要な方が利用できないということが現状の課題であり、この課題を解消することが本制度の目的です。より配慮の必要性が高い方々が駐車しやすい環境を整備するための制度となりますのでご理解をお願いします。
- ③ また、障害者手帳等の交付基準を満たさない方でも、医師の診断書等で、歩行が困難であること等が確認できれば、利用証（オレンジ色）の交付を受けることができます。

Q 4 今後、対象者の範囲を見直すことはあるのか。

- A 対象者の範囲については、制度導入後の状況等を踏まえ、必要に応じて検討することもあり得ると考えています。

Q 5 利用証の有効期間について

- A ① 有効期間は、妊娠婦については、妊娠7か月から産後1年まで（多胎妊娠婦は産後3年まで）、一時的なケガ人など障害者手帳等の交付基準を満たさない方については、医師の診断書等に基づき原則1年の有効期間があります。
- ② 一方で、障害者手帳、難病患者、要介護認定等により交付基準を満たす方の場合は有効期間はありません。ただし、この場合でも、交付基準を満たさなくなった際には、利用証を返却する必要があります。
- ③ 有効期間の考え方については、障害当事者からのご意見や同様の制度を導入している他府県の取扱いを参考に、申請者や交付事務の負担を考慮し決定しました。

Q 6 すでに車椅子使用者用駐車施設を設置しているが、協力区画に登録する必要はあるのか。

- A ① 協力区画に登録した場合には、基本的には利用証の掲示が区画利用の条件となるため、注意喚起の声かけがしやすくなります。また、同様の制度を導入している他府県の多くでは、区画の適正利用が促進されたとの報告がされており、県としてはより多くの施設管理者に協力区画の登録をお願いしたいと考えています。
- ② 「車椅子使用者用駐車施設」の設置根拠はバリアフリー法施行令となっており、法を所管する国交省では、同駐車区画は車椅子使用者以外にも「身体の機能上の制限を受ける高齢者・障害者等」は利用できるものとしています。
- ③ しかし、その明確な基準がないため、必要性の低い方（例えば歩行に問題のない高齢者など）の利用があることや、施設管理者としては必要性の判断が困難といった課題があり、全国的に埼玉県思いやり駐車場制度と同様の制度の導入が進んでいる状況です。

Q7 協力区画に登録することで、施設管理者にとってどのようなメリットがあるのか。

A 協力区画に登録することで、施設管理者にとって次のようなメリットがあります。

- ・ 利用者間のトラブルや施設管理者へのクレームの減少、回避が期待できる。
- ・ 車椅子利用者など必要性の高い方が利用しやすくなるとともに、周りの視線が気になって区画の利用を控えていた内部障害者や妊産婦などが気兼ねすることなく利用できるようになり、施設の利用満足度の向上が期待できる。
- ・ 駐車しやすい環境を整備されるとともに、施設を利用する方々の相互理解が深まり、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会、SDGs の推進に貢献できる。
- ・ 協力施設として県のホームページに公開されるとともに、協力区画が地図情報として埼玉県 GIS 上に公開されることで、施設のイメージアップ、社会貢献に繋がります。

Q8 制度に対する質問や苦情があった場合の対応は。

A ① 本マニュアルでご回答ができる質問については、施設管理者の皆さんにご対応いただけますと大変助かります。

② 回答が困難な場合や、制度そのものへの苦情については、制度の実施者は県であることを説明の上、県福祉政策課（048-830-3223）に問い合わせるようご案内ください。

2 利用証・区画の利用方法について

Q9 利用証の種類と考え方について

A 利用証には以下の3種類があります。

① 車椅子使用者用（青色）

常時車椅子を利用する方専用の利用証です。この利用者証を持つ方は、車椅子使用者用駐車区画（車椅子マークの掲示された幅の広い駐車区画）を優先的に利用することができます。利用証の有効期間はありません。

② その他の障害者、難病患者、高齢者等用（緑色）

①以外の障害者、難病患者、高齢者等用の利用証です。この利用者証を持つ方は、優先駐車区画（通常幅の駐車区画）を優先的に利用することができる他、優先駐車区画がない駐車場においては、車椅子使用者に十分配慮の上、車椅子使用者用駐車区画を利用することができます。利用証の有効期間はありません。

③ 妊産婦、けが人等用（オレンジ色）

妊娠婦、一時的なケガや病気等により歩行が困難な方など用の利用証です。区画の利用方法は②と同様ですが、利用証の有効期間があります。

利用証の種類	区画の利用方法		有効期間
	車椅子使用者用 駐車区画 (幅広区画)	優先駐車区画 (通常幅区画)	
車椅子利用者（青）	○	○	なし
その他の障害者・ 高齢者等（緑）	△※	○	なし
妊娠婦、けが人等 (オレンジ)	△※	○	あり

※ 緑色・オレンジ色の利用証でも、「優先駐車区画」がない駐車場においては「車椅子使用者用駐車区画」を利用することができますが、車椅子使用者は同区画しか利用できないことを考慮の上、区画に余裕がない場合などは利用を控えるようご理解をお願いします。

Q10 車椅子使用者用の利用証（青色）の交付対象者の考え方は。

- A ① 車椅子を利用する方は、車のドアを全開にしなければ、車から乗降できません。そのため、車椅子使用者用駐車区画は、幅員が 350 センチメートル以上に設定されています（⇒幅広区画）。
- ② 本制度では、車椅子使用者が優先的に幅広区画を利用できるように、他の利用者とは利用証の種類を分けることとし、以下に該当する方は、車椅子使用が見込まれる方として、車椅子使用者用の利用証（青色）を交付することとしています。
- ・ 肢体不自由（下肢）の 1 級又は 2 級の方
 - ・ 肢体不自由（体幹）の 1 級、2 級又は 3 級の方
 - ・ 脳原性運動機能障害（移動機能障害）の 1 級又は 2 級の方
 - ・ 要介護 3、4 又は 5 の方
- ③ また、これらに該当しない方でも、車椅子を常時かつ永続的に使用する方は、医師の診断書・意見書等で、その旨が確認できれば交付することができます。

Q11 一時的なケガなどで車椅子を使用する場合には、車椅子使用者用の利用証（青色）の対象とならないのか。

- A ① 原則、交付対象にはなりません。車椅子使用者が自ら運転するには、車両の改造等が必要であり、一時的なケガなどにより車いすを使用する方は、基本的に自ら運転することはないと考えられます。
- ② 家族等が運転する車に同乗する場合には、一般区画や乗降所の利用が可能であり、幅の広い車椅子使用者用駐車区画である必要性は高くありません。
- ③ 青色利用証は、自ら運転する方に限定していませんが、有効期間のない利用証であることも踏まえ、一時的なケガなどで車椅子を使用する方には、他のケガ人等と同様にオレンジ色の利用証を交付することとしています。

Q12 県内にある全ての車椅子使用者用駐車施設（車椅子マークのある駐車区画）がこの制度で利用できる区画になるのか。

A 県内にある全ての車椅子使用者用駐車施設（車椅子マークのある駐車区画）について、この制度における利用証を掲げて利用することができます。施設管理者からの届出に基づき県が登録した協力区画においては、施設管理者の協力のもと、対象区画に協力区画であることの表示をいただき、ポスター掲示などによる制度の周知などを行っていただきます。

Q13 障害者手帳等の交付基準を満たしていても、利用証がなければ駐車できないのか。

A 利用証を忘れてしまった等、利用証を持たない場合でも、対象区画の利用が必要な方については駐車することができます。利用証がないことを理由に利用を禁止するのではなく、その方の状況を確認した上で、利用が必要であれば利用できるようにご案内いただくようお願いいたします。利用証の申請を行っていない方に対しては、注意喚起チラシを配布するなど、制度の周知にご協力いただきますようお願いします。

Q14 この利用証で、県外の駐車区画も利用できるのか。

A 同様の制度を導入している県外の各自治体が設置する駐車区画についても、本制度における利用証で駐車が可能です。

対象となる県外の自治体名及び当該自治体が発行する利用証のデザイン等については、本制度に関する県ホームページに掲載しています。

Q15 他県が発行した利用証でも、県内の駐車区画が利用できるのか。

A 同様の制度を導入している県外の自治体が発行した利用証で、県内の駐車区画の利用は可能です。対象となる県外の自治体名及び当該自治体が発行する利用証のデザイン等については、本制度に関する県ホームページに掲載しています。

3 区画の整備・管理について

Q16 協力区画の設置、登録は義務か。

A 義務ではありません。制度の趣旨をご理解いただき、協力区画の設置にご協力いただける場合はご登録いただきますようお願いします。

Q17 車椅子使用者用駐車区画、優先駐車区画のうち、いずれか一方だけでも登録は可能か。

A ① 登録可能です。ただし、既に車椅子使用者用駐車施設がある施設については、車椅子使用者用駐車区画にご登録いただくとともに、優先駐車区画の設置、登録にもできる限りご協力いただきますようお願いします。
② 現在、車椅子使用者用駐車施設がない施設については、優先駐車区画の登録だけでも問題ありません。車椅子使用者用駐車施設の設置についてもご検討をお願いいたします。

Q18 駐車台数が少なく、優先駐車区画を整備することで一般の方の駐車スペースを圧迫してしまうが、必ず整備しなければいけないか。

- A ① 優先駐車区画は必ず整備しなければいけないというものではありませんが、車椅子使用者が幅の広い車椅子使用者用駐車区画を利用し、その他の方は優先駐車区画を利用できる環境を整備することが最も望ましいものと考えています。
- ② 制度の趣旨をご理解いただき、各施設の状況等も勘案しながら、できる限り優先駐車区画の設置にご協力を願いします。

Q19 利用証を所持していない方（制度を知らない方、同様の制度を実施していない他県から来た方等）が、歩行困難等を理由に協力区画を利用したい旨の申出があった場合、どのように対応すればよいか。

- A ① 利用証がないことを理由に協力区画の利用を禁止するのではなく、その方の状況を確認した上で、区画の利用が必要であれば協力区画を利用するようご案内ください。
- ② 県内にお住まいの方で本制度を知らない方の場合は、制度の周知、利用証の取得をご案内するようご協力を願いします。

Q20 車椅子マーク（国際シンボルマーク）のステッカーを貼っている車が、協力区画を利用している場合の対応は。

- A ① 車椅子マーク（国際シンボルマーク）は、障害のある人々が利用できる建築物や施設であることを示すマークであり、車に貼付することは本来の主旨とは異なります。
- ② このステッカーは、カー用品店や百円ショップ等で誰でも購入することができ、真に区画を必要としている方であるかどうかが判別できません。そのような場合には、注意喚起文書により、本制度の周知、利用証の取得をご案内するようご協力を願いします。

Q21 「利用証があるのに駐車できない」という苦情があった場合の対応は。

- A ① 利用証は、必ず駐車できることを必ず約束するものではなく、満車の場合等は駐車できないことがあることをご説明ください。そのことは、利用証の裏面にも記載しています。
- ② それでも納得いただけない場合は、県福祉政策課（048-830-3223）をご案内ください。

Q22 「利用証のない車が駐車している」という苦情があった場合の対応は。

- A ① 利用証がなくても歩行困難な方がいる場合もあり、利用証がないからと言って、一概に駐車できないわけではないことをご説明ください。また、当該車両には利用証の取得促進に向けた案内をする旨を説明して、注意喚起チラシを配付するなどのご協力をお願いします。
- ② それでも納得いただけない場合は、県福祉政策課（048-830-3223）をご案内ください。